

機械器具 09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管
汎用 X 線診断装置用非電動式患者台 40654000
一般医療機器・特定保守管理医療機器・設置管理医療機器
** (X 線管支持床支持台 37076000)

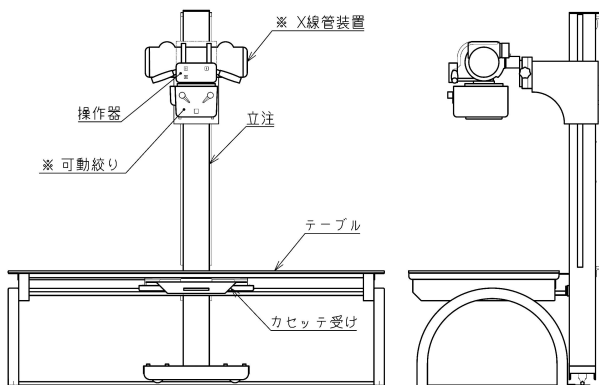
X 線撮影台 YTS-1N

**【形状・構造及び原理等】

1) 構成

本装置は以下のユニットにより構成される。

- (1) 立柱
- (2) 操作器
- (3) テーブル
- (4) カセット受け



※印 (X 線管装置、可動絞リ) は本装置に含まれません。

3) 本体寸法及び質量

- (1) 寸法 (mm) 幅 1800、高さ 1800、奥行 925
テーブル高さ 550
- (2) 質量 約 200kg (管球、絞りは除く)

4) 動作原理

X 線管装置 (操作器、可動絞リ含む) の上下移動はカウンタバ
ランス方式を採用し、左右移動はカセット受けと連動します。

*【使用目的又は効果】

本装置は X 線管装置及び可動絞りを組合せることにより、一般
直接撮影、リーダー撮影等に使用する汎用 X 線診断装置用非電
動式患者台であり、X 線画像診断用を対象とする。

*【使用方法等】

1) 設置方法、組立方法

詳細は装置附属の技術マニュアルを参照のこと。

2) 使用方法

装置各ユニットを所定の位置に移動後撮影を行います。

- (1) X 線管装置 (操作器、可動絞リ含む) の上下移動、左右
移動は操作器スイッチにより固定解除し、手動にて移動
させます。
- (2) X 線管装置 (操作器、可動絞リ含む) の回転はツマミに
より固定解除し、手動にて回転させます。

オプション

- (5) 管球左右動
- (6) フローティングテーブル
- (7) 自動露出装置
- (8) FPD 搭載
- (10) テーブル短縮
- (11) テーブル延長
- (12) テーブル高さ変更
- (13) テーブルマット
- (14) サイドレール
- (15) 圧迫帯
- (16) 側面カセット受
- (17) 腕受け
- (18) I. I. 取付
- (19) 補助天板
- (20) ハンドグリップ
- (21) テーブルカバー
- (22) 電源ボックス
- (23) 脱落防止金具

2) 電氣的定格

- (1) 定格電圧 直流 24V
- (2) 電源入力 0.03kVA
- (3) 電撃に対する保護の形式による分類
クラス I 機器、永久設置形機器
- (4) 電撃に対する保護の程度による装着部の分類
B 形装着部を持つ機器

*【使用上の注意】

1) 重要な基本的注意

- (1) 本装置は防爆型ではないので、装置の近くで可燃性及び
爆発性の気体を使用しないこと。
- (2) 被検者、操作者、介助者は装置の可動部分や装置と壁や
床等に挟まれないように常に注意を払うこと。
- (3) 耐荷重 135kg を超える荷重をかけないこと。
135kg は附属品により異なる場合も有るため、取扱説明書
で確認すること。なお、耐荷重とは被検者体重、補助具
などの附属品等全ての重量を含む。テーブル上で心臓マ
ッサージなどの負荷をかけた場合には、テンパンが破損
するおそれがあります。
- (4) 高齢者、小児等、介助者が必要な場合の検査は介助者を
付けること。
- (5) 指定された機器以外の装置を接続した場合、所定の EMC
(電磁両立性) を発揮できないおそれがあるので指定機器
以外は接続しないこと。
- (6) 本装置の傍で携帯電話など電磁波を発生する機器の使用は、
装置に障害を及ぼすおそれがあるので使用しないこと。
- (7) テンパンはアルコール等揮発性の溶剤で拭かないこと。
ヒビ、割れの原因になります。布等に水、ぬるま湯、指定
の消毒液 (逆性石鹼液) 等を含ませて清掃をすること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

*【保管方法及び有効期間等】

1) 耐用期間

7年〔自己認証（当社データ）による〕
（但し、指定された使用環境において標準的な頻度で使用され、指定の保守点検と定期交換部品・消耗品の交換をした場合の年数であり、使用状況によっては異なる場合がある）

2) 定期交換部品

押釦スイッチ

*化粧テープ

*【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検（日常点検）〉

1) 目視による点検

（1）外観の確認

- ・装置の外観に異常がないことを確認すること。
- ・ケーブル、附属品などに損傷や磨耗がないこと。

（2）清浄性の確認

- ・清浄な状態であることを確認すること。
- ・装置に被検者の体液、血液、汚物及び造影剤などが付着していないこと。

（3）装置周囲の確認

- ・装置の妨げになる物がないこと。

2) 機能の確認

（1）装置の正常状態の確認

- ・装置の正常状態、正常動作を確認すること。
- ・可動部の動作が正常動作であることを確認すること。
- ・異音、異臭がないことを確認すること。

（3）装置周囲の確認

装置の妨げになる物がないこと。

〈業者による保守点検〉

1年を超えない一定期間ごとの定期点検を弊社または
弊社の指定する業者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：吉田電材工業株式会社

電話番号：048-955-2121

〔販売業者（販売店）〕

--

取扱説明書を必ずご参照ください。